



平成21年 2月27日

各 位

会 社 名 エスエス製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 羽鳥 成一郎
(コード番号 4537 東証第一部)
問合せ先 総務部長 北條 幸男
(TEL 03-3668-4511)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月27日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成21年3月30日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (2) 本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです（変更案附則第39条及び第40条）。
- (3) 平成21年3月31日に、当社第5回無担保転換社債の償還期限が到来することにより、当社がこれまでに発行した転換社債は全て償還されます。つきましては、転換社債の転換により発行された株式に対する配当金の効力発生を定めておりました現行定款第38条について、償還期限の経過をもって削除する旨、附則の追加を行うものです。（変更案附則第41条）

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数、単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4億株とする。</p> <p>2. 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>3. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係わる株券を発行する。</u></p>	<p>(発行可能株式総数、単元株式数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4億株とする。</p> <p>2. 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条 <条文省略></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>第10条 <条文省略></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 <p>第12条～第39条 <条文省略></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第7条 <現行通り></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>第9条 <現行通り></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 <p>第11条～第38条 <現行通り></p> <p>(附則)</p> <p>第39条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第40条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって定款から削除する。</p> <p>第41条 第37条(転換社債の転換と剰余金の配当)および本条は、転換社債の償還期限である平成21年3月31日の経過をもって、定款から削除するものとし、また当該削除に伴い、第38条以下を1条繰り上げるものとする。</p>